

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	亀田製菓株式会社
【英訳名】	KAMEDA SEIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中通泰
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営企画部長 加藤政彦
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営企画部長 加藤政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期連結 累計期間	第56期 第1四半期連結 累計期間	第55期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(千円)	19,951,121	19,427,616	78,789,186
経常利益(千円)	1,285,032	609,148	4,058,914
四半期(当期)純利益(千円)	759,786	396,859	2,277,524
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	657,589	334,201	2,326,026
純資産額(千円)	29,387,965	30,646,141	30,586,085
総資産額(千円)	54,485,089	54,914,713	55,112,794
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	35.57	18.82	107.56
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	53.5	55.4	55.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円高や電力供給問題、欧州債務危機などにより、先行きが不透明な状況で推移いたしました。食品業界においては、依然として厳しい価格競争によるデフレ傾向と、原材料価格の高騰により、厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当グループは平成24年4月に東京証券取引所市場第一部指定を受け、一部上場企業として継続的成長と企業価値向上に努めるとともに、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指した3ヵ年中期経営計画を新たに策定し、「国内米菓事業の収益基盤強化」と「国内新規マーケットの創出」、「海外展開の加速」の3つを経営の重点課題と位置付け、その実現に向けた取り組みを開始しました。

国内米菓市場では、厳しい価格競争の中、当社は価格競争と一線を画し、「亀田の柿の種」を中心とした主力ブランドの強化に努めてまいりました。期間限定商品「亀田の柿の種梅しそ」、「手塩屋わさび味」、「海苔ピーバックうめ味」はお客様の強い支持を得ることができ、特に「手塩屋」ブランドは消費者キャンペーンを実施し、前年同期を上回る結果となりました。さらに「ハッピーターン」は、期間限定商品「ハッピーターンちょこっとチーズ味」や、夏場に向けた戦略商品として「ひんやりハッピーターン」を発売し、ブランドのラインアップ拡大を図りました。また、主力ブランドに次いで「えび咲々」や「技のこだ割り」ブランドの育成を目的として、「ちりめん咲々」や「技のこだ割りみそ味」を発売しました。しかしながら、前年の東日本大震災後の需要増の反動や消費者の節約志向の影響により、スーパーマーケット市場およびコンビニエンスストア市場では減収となりました。一方で、柿の種専門店「かきたねキッチン」は、前年度の新規出店効果もあり増収となり、また、100円ショップ向け商品や、テーマパーク等のお土産商品、ノベルティ商品の売上も増加いたしました。

海外においては、米国のKAMEDA USA, INC.は前年度の新商品投入効果により増収となり、タイのSMT Co., Ltd.はクロスボーダー取引が拡大しました。また、中国の青島亀田食品有限公司は、中国国内向け商品の販売拡大に向け、マーケティング活動に取り組みました。

以上の結果、売上高は19,427百万円（前年同四半期連結累計期間比2.6%減、523百万円減）となりました。

利益面については、生産性の向上、固定費削減の推進、減価償却費の減少などの増益要因はありましたが、生産高の減少による稼働率の低下、米やピーナッツなどの原材料費および光熱費の価格上昇、広告宣伝費など販売費が増加したことにより営業利益は406百万円（前年同四半期連結累計期間比63.0%減、691百万円減）、経常利益は609百万円（前年同四半期連結累計期間比52.6%減、675百万円減）、四半期純利益は396百万円（前年同四半期連結累計期間比47.8%減、362百万円減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えています。

しかし、昨今のわが国の資本市場においては、対象となる株式会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模の株式の買付を強行するような動きも顕在化しつつあり、このような買付行為の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値および株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社をめぐるステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもみられます。

当社は、このような大規模の買付行為や買付提案等、当社の企業価値およびブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、昭和32年の会社設立時に制定された社是、経営理念ならびに経営基本方針を基本としております。

(社 是)

製菓展道立己

(経営理念)

1. 会社にまつわるすべての者の要望に応える

1. 会社の永劫の存続をはかる

(経営基本方針)

1. 民主経営で行く

1. 会社を私物化しない

1. 計画経営に徹する

これらの考え方にに基づき、当社は創業以来一貫して現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

当社は監査役会設置会社の形態を選択するとともに、平成15年より執行役員制度を採用することによって経営の監督と執行を分化することとしております。

また、当社は社外取締役2名および社外監査役2名の参画により、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、監査役会による経営者に対する監督機能の強化をはかっております。

さらに、当社は社外の有識者によるアドバイザーボード「経営懇談会」を定期的に開催し、コーポレート・ガバナンスの強化およびコンプライアンス確保について客観的な評価・助言を得ております。

内部監査を担当する監査室は、当社におけるコンプライアンスの確保、内部統制の状況に関するモニタリングを行い、取締役会および監査役会に報告するとともに改善指導を行っております。

食品企業にとって最も重要な食の安全・安心の確保については品質保証委員会を設置し、当社および当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と改善・指導にあたっております。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値およびブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかってまいります。

中期経営計画に基づく計画経営の実行

当社は、中期経営計画による計画的な経営を行うこととしております。これは、当社の社是・経営理念・経営基本方針を中心としたコーポレート・ガバナンスの考え方に基づいたものであり、中長期的な視点に立って企業価値の向上をはかるものであると考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年4月23日開催の当社取締役会において、1. で述べた基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、平成22年6月23日開催の第53期定時株主総会において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後のみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は3年間(平成25年6月に開催される定時株主総会終結の時まで)といたしました。

なお、本日現在、当社株式への大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございません。

4. 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年6月23日開催の第53期定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき発効しており、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家)の助言を得ることができるとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(3) 研究開発費活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、228百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,251,000
計	59,251,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,318,650	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	22,318,650	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		22,318		1,946,132		486,533

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,230,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,062,400	210,624	
単元未満株式	普通株式 25,750		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,318,650		
総株主の議決権	-	210,624	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己保有株式88株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
亀田製菓株式会社	新潟県新潟市江南区亀田 工業団地3丁目1番1号	1,230,500		1,230,500	5.51
計		1,230,500		1,230,500	5.51

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,517,733	8,910,036
受取手形及び売掛金	10,907,025	9,484,063
商品及び製品	1,313,758	1,248,596
仕掛品	642,726	515,336
原材料及び貯蔵品	1,663,120	1,756,806
その他	981,982	1,299,124
貸倒引当金	11,022	8,423
流動資産合計	23,015,325	23,205,540
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,415,348	8,317,861
機械装置及び運搬具(純額)	8,968,236	8,576,645
土地	6,642,902	6,527,155
その他(純額)	795,203	1,212,610
有形固定資産合計	24,821,690	24,634,273
無形固定資産		
のれん	13,599	12,088
その他	619,571	614,092
無形固定資産合計	633,171	626,180
投資その他の資産		
その他	6,699,780	6,505,891
貸倒引当金	57,173	57,173
投資その他の資産合計	6,642,607	6,448,718
固定資産合計	32,097,468	31,709,172
資産合計	55,112,794	54,914,713

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,635,667	5,560,019
短期借入金	2,800,000	2,800,000
未払法人税等	621,183	395,237
賞与引当金	1,076,600	1,771,498
その他の引当金	342,000	233,250
資産除去債務	76,053	75,427
その他	5,125,359	4,939,204
流動負債合計	15,676,863	15,774,637
固定負債		
長期借入金	2,235,000	2,010,000
退職給付引当金	6,174,003	6,134,107
資産除去債務	74,063	74,028
その他	366,778	275,798
固定負債合計	8,849,845	8,493,935
負債合計	24,526,709	24,268,572
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,946,132	1,946,132
資本剰余金	486,533	486,533
利益剰余金	30,390,824	30,513,539
自己株式	1,883,948	1,883,948
株主資本合計	30,939,542	31,062,256
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	141,568	170,135
繰延ヘッジ損益	-	6,864
為替換算調整勘定	446,523	460,243
その他の包括利益累計額合計	588,091	637,243
少数株主持分	234,634	221,127
純資産合計	30,586,085	30,646,141
負債純資産合計	55,112,794	54,914,713

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	19,951,121	19,427,616
売上原価	11,591,276	11,720,175
売上総利益	8,359,844	7,707,440
販売費及び一般管理費	7,261,923	7,300,731
営業利益	1,097,921	406,708
営業外収益		
受取利息	2,912	3,939
受取配当金	51,881	56,977
負ののれん償却額	5,764	-
持分法による投資利益	125,642	153,914
その他	32,659	34,481
営業外収益合計	218,859	249,313
営業外費用		
支払利息	14,588	11,603
その他	17,160	35,269
営業外費用合計	31,749	46,873
経常利益	1,285,032	609,148
特別損失		
固定資産処分損	33,793	20,991
特別損失合計	33,793	20,991
税金等調整前四半期純利益	1,251,238	588,157
法人税、住民税及び事業税	743,637	420,705
法人税等調整額	243,812	229,169
法人税等合計	499,825	191,536
少数株主損益調整前四半期純利益	751,413	396,621
少数株主損失()	8,372	238
四半期純利益	759,786	396,859

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	751,413	396,621
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	38,629	29,002
繰延ヘッジ損益	26,665	6,864
為替換算調整勘定	15,347	42,911
持分法適用会社に対する持分相当額	43,875	69,464
その他の包括利益合計	93,824	62,420
四半期包括利益	657,589	334,201
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	675,215	347,708
少数株主に係る四半期包括利益	17,625	13,507

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第1四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	842,150千円	790,630千円
のれんの償却額	1,511	1,511
負ののれんの償却額	5,764	-

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	235,391	利益剰余金	11	平成23年3月31日	平成23年6月23日

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	274,144	利益剰余金	13	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当グループは、菓子の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	35円57銭	18円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	759,786	396,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	759,786	396,859
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,361	21,088

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 7日

亀田製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている亀田製菓株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、亀田製菓株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。